

債務不履行における過失相殺に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。ただし、争いがある場合は判例による。

1. 過失相殺は、債務不履行自体について債権者に過失があった場合に限り、損害の発生及び拡大に過失があった場合には認められない。
2. 債権者の履行補助者に過失があった場合、債権者自身に過失があったものとみられて過失相殺が認められる余地がある。
3. 債務不履行に関して債権者に過失があった場合、裁判所は賠償額のみを軽減することができる旨が民法上定められている。
4. 債権者の過失となるべき事実については、債権者が過失のなかったことを立証する責任がある。
5. 債務者から過失相殺の主張がない場合、裁判所は、職権で過失相殺をすることはできない。